指定特定施設入居者生活介護の運営規程

介護付き有料老人ホームこころのしろ

第１条　社会福祉法人壱心会が開設する「介護付き有料老人ホームこころのしろ」(以下「施設」という。）が実施する指定特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）
第２条　当施設は要介護状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）
第３条　指定特定施設入居者生活介護の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、入居者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
２　安定的かつ継続的な事業運営に努める。
３　指定特定施設入居者生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
４　施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（名称及び所在地）
第４条　名称及び所在地は、次のとおりとする。
一　名称　　介護付き有料老人ホームこころのしろ
二　所在地　長崎市上銭座町１１番８号

（従業者の職種、員数及び職務内容）
第５条　従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
一　管理者　１人
　管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
二　生活相談員１人以上（うち１人は常勤専従）
　生活相談員は、入居者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言

その他の援助を行う。

三　看護職員２人以上（うち２人は常勤）

介護職員１８人以上（常勤換算）

看護職員は、入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

介護職員は、心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

四　機能訓練指導員１人以上

機能訓練指導員は、入居者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

五　計画作成担当者 介護支援専門員１人以上（常勤換算）

計画作成担当者は、入居者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

（入居定員及び居室数）

第６条　指定特定施設の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

一　入居定員　６０人

二　居室数　　個室６０室

（指定特定施設入居者生活介護の内容）

第７条　指定特定施設入居者生活介護は、要支援者・要介護者を対象に、要介護者３人（又は要支援者１０人）に１人の介護職員を配置し、夜間は夜勤者をおき、以下の介護サービス等を提供する。

一　介護

指定特定施設入居者生活介護において、入居者に提供する介護サービス内容は、入浴、排泄、食事、その他の日常生活上の世話を旨とし、別添２中、「特定施設入居者生活介護費で実施するサービス」のケア項目を参考として、入居者の心身の状況に応じた施設サービス計画を作成し、入居者及び身元引受人との面談を行い、サービス内容、利用料の説明、また要介護認定に基づく保険給付額との照合を行い、入居者、身元引受人の同意を得た後、介護サービスを実施するものとします。なお、保険給付額を超える施設サービスについては、入居者、身元引受人の希望あるいは同意がある場合に限り、これを行います。

介護保険適用外サービスである別添２中、「個別の利用料で実施するサービス」については、入居者の医療的症状並びに身体状況の変化等により、急を要する場合あるいは入居者、身元引受人よりの個人的希望に基づいて行うものとする。なお、介護保険適用外サービスに係る費用については実費負担とする。

利用料金については、別添２の通りとする。

二　健康管理

看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

三　相談及び援助

生活相談員及び計画作成担当者は、必要に応じ、入居者の相談に応じます。

（入居者が一時介護室に移る場合の条件及び手続）

第８条　次のような場合に一時介護室への入居を行うこととする。

一　施設の設備の不具合、修理等により居室の使用が一時的に困難な場合

(契約の終了)

第9条　入居者は、事業者に対して(30日間の予告期間をおいて)文書で通知することにより、契約を解約することができる。

2 入居契約書第36条等、一定の事由に該当した場合、事業者は、入居者に対して、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、契約を解約することができる。

3 入居者が要介護認定の更新で非該当(自立)と認定された場合、所定の期間の経過をもって契約は終了する。

4 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了する。

(1)入居者が他の介護保険施設に入居した場合

(2)入居者が死亡した場合

（利用料その他の費用の額）

第１０条　指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による ものとし、指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の入居者負担割合に応じた額とする。

２　家賃　A タイプ（床面積 18.26 ㎡）５０部屋　　６０，０００円

B タイプ（床面積 23.55 ㎡）　５部屋　　６０，０００円

C タイプ（床面積 23.88 ㎡）　３部屋　　６０，０００円

D タイプ（床面積 29.28 ㎡）　２部屋　　６０，０００円

３　管理費　３３，０００円（全室一律）

４　光熱水費　１４，３００円（税込：全室一律）

５　食費　朝食３６５円　昼食５３３円　夕食８５８円（全て税込）

但し、治療食を含む特別職の場合は、朝昼食に１００円（税込）夕食に１０２円（税込）を追加する。

６　理美容代　実費

７　おむつ代　実費
８　日常生活品費　実費
９　第２項から第８項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ入居者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）
第１１条　施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。
２　入居者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
３　入居者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。
４　入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動制限を行わない。

（緊急時等における対応方法）
第１２条　指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、入居者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）
第１３条 施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。
一　消火、通報及び避難の訓練(年二回)
二　消防設備、施設等の点検及び整備
三　従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
四　その他防火管理上必要な業務

（秘密保持等）
第１４条　従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
２　従業者であった者に、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（苦情処理）
第１５条　管理者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する入居者からの苦情に

対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、入居者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）
第１６条　施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
２　施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
３　施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）
第１７条　施設は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。
２　施設が得た入居者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）
第１８条　施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
一　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
二　虐待防止のための指針を整備する。
三　従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
四　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束）
第１９条　施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
２　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、介護職員その他

の従業者に周知徹底を図るものとする。
二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（感染症予防）
第２０条　施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒及び感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
２　施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
３　施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
４　施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）
第２１条　感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
２　職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
３　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第２２条　施設は、全ての特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
２　従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
一　採用時研修 採用後３か月以内
二　継続研修 年１回以上（講習等随時行う）
３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人壱心会と施設の

管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成２９年９月２９日から施行する。

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

この規程は、令和１年１０月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年２月１日から施行する。

この規程は、令和６年１月１日から施行する。

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

指定介護予防特定施設入居者生活介護の運営規程

介護付き有料老人ホームこころのしろ

第１条　社会福祉法人壱心会が開設する「介護付き有料老人ホームこころのしろ」(以下「施設」という。) が実施する指定介護予防特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）
第２条　当施設は要支援状態にある者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）
第３条　指定介護予防特定施設入居者生活介護の従業者は、特定施設サービス計画に基づき、入居者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
２　安定的かつ継続的な事業運営に努める。
３　指定介護予防特定施設入居者生活介護の実施に当たっては、地域包括支援センター又は介護予防支援事業者又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
４　施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（名称及び所在地）
第４条　名称及び所在地は、次のとおりとする。
一　名称　　介護付き有料老人ホームこころのしろ
二　所在地　長崎市上銭座町１１番８号

（従業者の職種、員数及び職務内容）
第５条　従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
一　管理者　１人
　管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
二　生活相談員１人以上（うち１人は常勤専従）
　生活相談員は、入居者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言

その他の援助を行う。

三　看護職員２人（うち２人は常勤）

介護職員１８人以上（常勤換算）

看護職員は、入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

介護職員は、心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

四　機能訓練指導員１人以上

機能訓練指導員は、入居者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

五　計画作成担当者　介護支援専門員１人以上（常勤換算）

計画作成担当者は、入居者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

（入居定員及び居室数）

第６条　指定特定施設の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

一　入居定員　６０人

二　居室数　　個室６０室

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容）

第７条　指定介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者・要介護者を対象に、要介護者３人（又 は要支援者１０人）に１人の介護職員を配置し、夜間は夜勤者をおき、以下の介護サービス等を提供する。

一　介護

指定介護予防特定施設入居者生活介護において、入居者に提供する介護サービス内容は、入浴、排泄、食事、その他の日常生活上の世話を旨とし、別添２中、「特定施設入居者生活介護費で実施するサービス」のケア項目を参考として、入居者の心身の状況に応じた施設サービス計画を３か月ごとに作成し、入居者及び身元引受人との面談を行い、サービス内容、利用料の説明、また要介護認定に基づく保険給付額との照合を行い、入居者、身元引受人の同意を得た後、介護サービスを実施するものとします。なお、保険給付額を超える施設サービスについては、入居者、身元引受人の希望あるいは同意がある場合に限り、これを行います。

介護保険適用外サービスである別添２中、「個別の利用料で実施するサービス」については、入居者の医療的症状並びに身体状況の変化等により、急を要する場合あるいは入居者、身元引受人よりの個人的希望に基づいて行うものとする。なお、介護保険適用外サービスに係る費用については実費負担とする。

利用料金については、別添２の通りとする。

二　健康管理

看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

三　相談及び援助

生活相談員及び計画作成担当者は、必要に応じ、入居者の相談に応じます。

（入居者が一時介護室に移る場合の条件及び手続）

第８条　次のような場合に一時介護室への入居を行うこととする。

一　施設の設備の不具合、修理等により居室の使用が一時的に困難な場合

(契約の終了)

第9条　入居者は、事業者に対して(30日間の予告期間をおいて)文書で通知することにより、契約を解約することができる。

2 入居契約書第36条等、一定の事由に該当した場合、事業者は、入居者に対して、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、契約を解約することができる。

3 入居者が要介護認定の更新で非該当(自立)と認定された場合、所定の期間の経過をもって契約は終了する。

4 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了する。

(1)入居者が他の介護保険施設に入居した場合

(2)入居者が死亡した場合

（利用料その他の費用の額）

第１０条　指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の入居者負担割合に応じた額とする。

２　家賃　A タイプ（床面積 18.26 ㎡）５０部屋　　６０，０００円

B タイプ（床面積 23.55 ㎡）　５部屋　　６０，０００円

C タイプ（床面積 23.88 ㎡）　３部屋　　６０，０００円

D タイプ（床面積 29.28 ㎡）　２部屋　　６０，０００円

３　管理費　３３，０００円（全室一律）

４　光熱水費　１４，３００円（税込：全室一律）

５　食費　朝食３６５円　昼食５３３円　夕食８５８円（全て税込）

但し、治療食を含む特別職の場合は、朝昼食に１００円（税込）夕食に１０２円（税込）を追加する。

６　理美容代　実費

７　おむつ代　実費
８　日常生活品費　実費
９　第２項から第８項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ入居者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）
第１１条　施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。
２　入居者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
３　入居者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。
４　入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動制限を行わない。

（緊急時等における対応方法）
第１２条　指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、入居者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）
第１３条 施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。
一　消火、通報及び避難の訓練(年二回)
二　消防設備、施設等の点検及び整備
三　従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
四　その他防火管理上必要な業務

（秘密保持等）
第１４条　従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
２　従業者であった者に、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（苦情処理）
第１５条　管理者は、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する入居者から

の苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、入居者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）
第１６条　施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
２　施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
３　施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）
第１７条　施設は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。
２　施設が得た入居者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）
第１８条　施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
一　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
二　虐待防止のための指針を整備する。
三　従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
四　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束）
第１９条　施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
２　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、介護職員その他

の従業者に周知徹底を図るものとする。
二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（感染症予防）
第２０条　施設は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒及び感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
２　施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
３　施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
４　施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）
第２１条　感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
２　職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
３　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第２２条　施設は、全ての介護予防特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
２　従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
一　採用時研修 採用後３か月以内
二　継続研修 年１回（講習等随時行う）
３　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人壱心会と施設の

管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成２９年９月２９日から施行する。

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

この規程は、令和１年１０月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年２月１日から施行する。

この規程は、令和６年１月１日から施行する。

この規程は、令和７年４月１日から施行する。